

## 社会福祉法人和田福社会 役員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

### ( 目 的 )

第1条 この規程は、社会福祉法人和田福社会(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事)、評議員及び特別委員等(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものである。

### ( 定 義 )

第2条 本規程でいう特別委員とは、苦情処理第三者委員、学校(幼稚園)関係者評価委員、評議員選任・解任委員他法人において設置された委員会の委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### ( 報 酬 )

第3条 役員等の報酬を別表1のとおり定める。

2 役員等の園行事出席には、報酬を支給しない。

3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等には報酬を支給しない。

### ( 慰 労 金 )

第4条 役員等の退任に際して、別表2に定める慰労金を支給する。

### ( 費 用 弁 償 )

第5条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給することができる。

第6条 費用弁償の支給額は、職員旅費規程の例による。この場合において、同規程中「在勤園」とあるのは「居住地」と読み替えるものとする。

ただし、理事長の日常の業務における費用弁償については、職員の給与規則の通勤手当を準用し、その半額を支給するものとする。

### (報酬等及び費用弁償の支給日)

第7条 役員等に対する当月分の報酬及び費用弁償は、翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、職員給与の支給日に準じた日とする。

2 慰労金は、任期の満了若しくは辞任、又は死亡により退任した後、2か月以内に現金により本人に支給する。

### (報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが

できる。

( 重複支給の防止 )

第9条 役員等が当該会議に出席し、引き続き同会場で他の会議に出席した場合、費用弁償は主たる会議のみ支給するものとする。

( 改 廃 )

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

( 社会福祉法人和田福社会役員費用弁償規程の廃止 )

2 社会福祉法人和田福社会役員費用弁償規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年11月27日に一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 ( 令和元年6月27日 一部改正 )

この規程は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年3月30日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

職の区分	報酬額	
	支払区分	金額(円)
理事長	報酬(月額)	50,000円
理事	理事会出席(日額)	8,000円
	法人及び施設の運営業務(日額)	8,000円
	研修会出席(日額)	8,000円
	報酬総額(慰労金を含む)	1,300,000円
監事	監査会出席(日額)	10,000円
	理事会出席(日額)	8,000円
	法人及び施設の運営業務(日額)	8,000円
	研修会出席(日額)	8,000円
評議員	報酬総額(慰労金を含む)	220,000円
	評議員会出席(日額)	8,000円
	法人及び施設の運営業務(日額)	8,000円
	研修会出席(日額)	8,000円
特別委員	報酬総額	300,000円
	特別委員会出席(日額)	8,000円
特別委員	法人及び施設の運営業務(日額)	8,000円

- 1) 半日対応の場合は、日額の半額を支給する。
- 2) 理事、監事及び評議員の報酬は、各年度の報酬総額の範囲内で支給する。
- 3) 嘱託医師、嘱託歯科医、嘱託薬剤師は、別途契約により定める。

別表 2 (第4条関係)

在任期間	金額
2期未満	10,000円
2期以上	20,000円